

庁内 BPR 推進支援等業務にかかる募集要項

1 募集の目的

国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」が策定されるなど、デジタル技術を活用した業務効率化による人的資源の創出と、行政サービスの更なる向上が求められている。本市においてもこれらの趣旨を踏まえ、「滝川市 DX 推進計画」を策定し、全庁的な DX の推進に取り組んできたところである。

しかしながら、これまでの DX に係る取り組み等においては、各所管課による主体的な取り組みが十分とはいえず、職員一人ひとりが当事者意識を持って業務改善を推進していくことが求められている。

本業務は、こうした背景を踏まえ、専門的な知見を活用して庁内 BPR の推進を行うとともに、その成果を全庁に波及させることで、職員が自ら継続的に業務改善に取り組む組織風土の醸成を目指すものである。

2 業務概要

(1)業務名

庁内 BPR 推進支援等業務

(2)期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3)業務内容

別添「庁内 BPR 推進支援等業務仕様書」のとおり

(4)提案上限額

11,180,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5)担当部署

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番 15 号

滝川市総務部総務課デジタル推進室(滝川市庁舎 7 階)

電子メール:densan@city.takikawa.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 国、都道府県又は市区町村が発注した同種・類似業務を受注し、履行完了した実績があり、確実に履行できるものであること。

(2) 本業務に係る申請の資格については、法人又はその代表者が次のアからキまでのいずれにも該当しないものであること。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当するもの

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しないもの又は入札執行日前6月以内に手形若しくは小切手を不渡りにしたもの

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条に基づく更生手続開始の申立てが行われたもの

エ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づく再生手続開始の申立てが行われたもの

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規

定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にあるもの又は役員が暴力団の構成員等であるもの

カ 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成11年滝川市告示第43号)第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されているもの

キ 国税、地方税に滞納があるもの

4 企画提案審査の手続き

(1)スケジュール

ア 募集要項等の公表	令和8年5月20日(水)
イ 募集要項等に関する質問	令和8年5月27日(水)17時まで
ウ 質問に対する回答	令和8年5月29日(金)
エ 参加表明書の提出期限	令和8年6月3日(水)17時まで
オ 企画提案書の提出期限	令和8年6月10日(水)17時まで
カ プレゼンテーション(予定)	令和8年6月23日(火)
キ 審査結果の通知・公表(予定)	令和8年6月25日(木)

(2)質問・回答

募集要項等に関する質問は、質問書(様式第1号)により以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和8年5月27日(水)17時まで
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること。
- ウ 回答 回答は令和8年5月29日(金)公式ホームページに掲載する。

(3)参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書(様式第2号)により以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和8年6月3日(水)17時まで
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること。
なお、押印のあるスキャンデータ(PDFファイル)を提出すること。

(4)企画提案書の提出

参加表明書を提出した事業者は、企画提案書を作成し以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限及び提出方法
 - ・提出期限 令和8年6月10日(水)17時まで
 - ・提出方法 ファイル授受機能により提出すること。
なお、参加表明書に記載のメールアドレス宛に事前にファイル送信依頼のメールを送付するので、記載されたURL(送信案内ページ)にファイルのアップロードを行うこと。
 - ・提出形式 WORDやPPT、PDF等、一般的に使用されているファイル形式の電子データにより提出すること。

イ 企画提案書様式

企画提案書の様式は任意であるが、別紙「審査基準」の評価項目および次の事項を含めて作成すること。

- ・企画提案内容
- ・実施スケジュール

(5)見積書の提出

参加表明書を提出した事業者は、見積書(様式第4号)を作成し以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和8年6月10日(水)17時まで
- イ 提出方法 スキャンデータ(PDF ファイル)を企画提案書とともに提出すること。

(6)プレゼンテーション

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。

- ア 場所・日程 令和8年6月23日(火)(予定)(オンライン形式)に行う。詳細は、プレゼンテーション実施該当者に別途連絡する。

- イ 審査職員会議 「庁内 BPR 推進支援等業務企画提案審査職員会議」を設置し、審査を行う。なお、審査職員会議は非公開とする。

ウ 審査方法

- ・説明時間 20分、質疑応答10分、計30分とする。
- ・プレゼンテーションへの参加(オンラインでの発言者)は4名までとし、実施体制に記載されている者が説明を行うこと。
- ・提出された企画提案書による内容とし、追加資料の配付は認めない。

- エ 審査基準 別表「審査基準」のとおりとする。

- オ その他 提案者が5者以上となった場合には、提案書等について審査職員会議において上位4者を選定し、プレゼンテーションの実施を行う。
また、プレゼンテーション内容については、市は録画又は録音することができるものとする。

(7)審査結果

- ア 審査職員会議の審査結果に基づき、優先交渉事業者及び次点者を決定する。

- イ 審査結果については参加事業者に通知するとともに、公式ホームページにおいて優先交渉事業者の掲載を行う。

- ウ 提案者が1者の場合においても審査基準に基づき審査職員会議において審査を行う。

5 契約手続き

- (1) 審査結果に基づく優先交渉事業者と契約に関する協議を行い契約を締結する。
- (2) 協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。
- (3) 契約締結にあたっては、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、協議の結果、必要に応じて訂正、追加、削除等を行うものとする。

6 参加申請に係る留意事項

- (1) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできない。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

- (3) 滝川市が選定に関し、追加書類の提出を求めるときは、それに応じること。
- (4) 滝川市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、滝川市の承諾を得ることなく、第三者に内容を提示することを禁じる。
- (5) 申請書類は、滝川市情報公開条例(平成9年滝川市条例第6号)に基づく情報公開請求により公開されることがあるので、申請者は滝川市情報公開条例に基づき、滝川市を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。
- (6) 同一の法人が複数の申請をすることはできない。
- (7) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。
- (8) 滝川市に提出した申請書類は返却しない。
- (9) 申請後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (10) 参加にあたり、提案者に生じた損害等については、滝川市は一切その責を負わないものとする。

7 受注事業者に係る留意事項

- (1) 個人情報の取扱い
 - ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を順守の上、個人情報の取扱いを行うこと。
 - イ 受託者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用しない旨の守秘義務が課せられ、これに違反したときは、懲役又は罰金の処罰が課せられる。(契約期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又は職務を退いた後においても同様とする。)
 - ウ 滝川市を通じて、業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。
- (2) 業務の一括委託を禁止する。業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、その一部について、あらかじめ滝川市が認めるときは、この限りではない。